

総 括 調 査 票

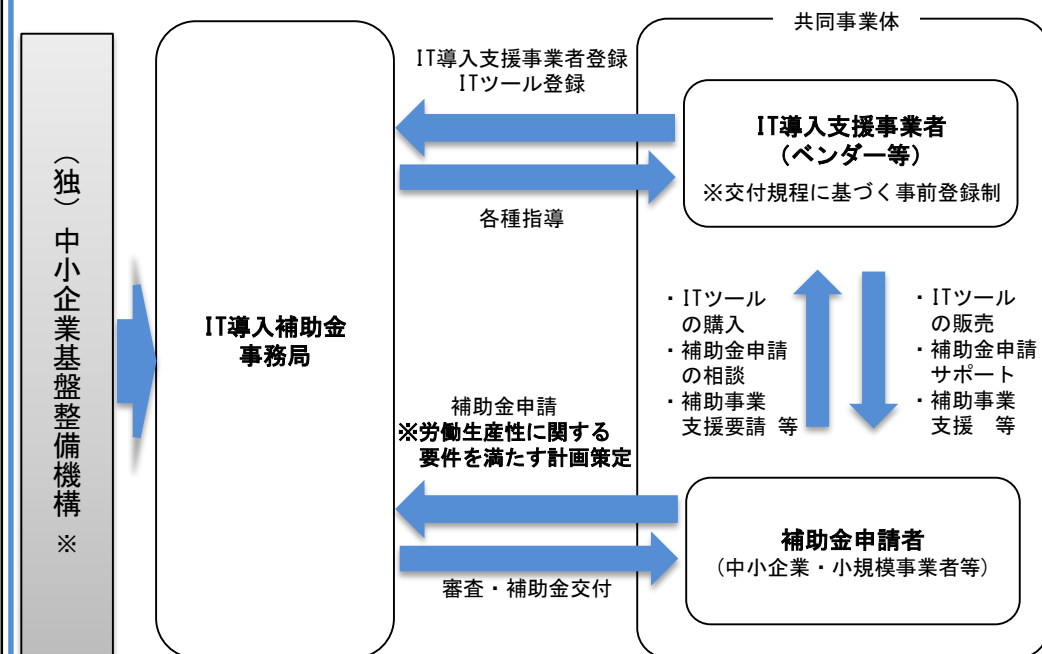
調査事案名	(26) IT導入補助金			調査対象 予算額	令和2年度補正(第1号、第2号) : 170,000百万円の内数 ほか (参考: 令和3年度: -)		
府省名	経済産業省	会計	一般会計	項	独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	調査主体	本省
組織	中小企業庁			目	独立行政法人中小企業基盤整備機構 一般勘定運営費交付金	取りまとめ財務局	-

①調査事案の概要

【事案の概要】

- (1) 本事業は、中小企業・小規模事業者等が、生産性向上に資するITツール(ソフトウェア、サービス等)を導入する事業費等に要する経費の一部を補助し、生産性向上の実現を図ることを目的としている。
- (2) 本調査においては、補助金を効果的・効率的に執行していく観点から、
- ①申請要件である労働生産性(KPI)の設定水準が適切か。また、実績について、適切にフォローアップがなされているか。
 - ②限られた予算の中で、幅広く多くの事業者がITツール導入による労働生産性の向上の気付きを得る機会とするためにも、初回事業者を優先して採択すべき。一方、過去採択実績のある事業者を採択する場合、初回事業者と比較して労働生産性の向上がより見込まれる者であるべきところ、その実態はどうか。について調査する。

事業の仕組み



※平成30年度補正以前は、(独) 中小企業基盤整備機構を介さず、国が事務局に直接補助

主な申請要件および審査方式

労働生産性の向上要件

補助金申請者は、本事業を実施することによる事業終了1年後～5年後※までの労働生産性の伸び率に関する計画を策定しなければならない。※事業年度毎に異なる

事業年度	労働生産性に関する要件
平成28年度補正	3年後の伸び率1%以上、4年後の伸び率1.5%以上、5年後の伸び率2%以上またはこれらと同等以上の生産性の向上
平成29年度補正	3年後の伸び率1%以上、4年後の伸び率1.5%以上、5年後の伸び率2%以上またはこれらと同等以上の生産性の向上
平成30年度補正	3年後の伸び率1%以上、4年後の伸び率1.5%以上、5年後の伸び率2%以上
令和元年度補正	1年後の伸び率3%以上、3年後の伸び率9%以上
令和2年度補正①②	

⇒ (調査の視点)

申請要件である労働生産性(KPI)の設定水準及びフォローアップが適切か。

審査方式

経済産業省において定めた項目について加点方式による審査を行う。点数を積上げ、上位の者から採択する仕組みである。

過去採択実績のある事業者については、初回事業者よりも一律低い点数から審査がスタートする制度設計であり、減点措置を上回る計画の策定が求められる。

⇒ (調査の視点)

限られた予算の中で、幅広く多くの事業者がITツール導入による労働生産性の向上の気付きを得る機会とするためにも、初回事業者を優先して採択すべき。

一方、過去採択実績のある事業者を採択する場合、初回事業者よりも労働生産性の向上がより見込まれる者であるべきところ、その実態はどうか。

総 括 調 査 票

調査事案名 (26) IT導入補助金

②調査の視点

(1) 労働生産性 (KPI) の要件設定水準及びフォローアップについて

補助金の申請要件である労働生産性 (KPI) の設定水準が適切 (設定値が低く、事実上要件となっていない等) が実態を調査する。

(2) 事業者別の労働生産性 (KPI) の向上に関する計画及び採択の実態について

過去採択実績のある事業者は、初回事業者と比較して、労働生産性の向上がより見込まれる者が採択されているか。

【調査対象年度】
平成28年度～令和2年度
【調査対象先数】事務局: 1先

③調査結果及びその分析

(1) 労働生産性 (KPI) の要件設定水準及びフォローアップについて

○事業実施報告書を基に、各事業年度ごとの労働生産性 (KPI) の計画達成状況を確認したところ、平成28年度～30年度補正においては、事業開始から3年後までに労働生産性を1%向上させることが要件 (A.) となっているが、実態としては、それぞれ1年後の時点で容易に達成されている状況 (B.) であった。

また、令和元年度補正及び令和2年度補正においては労働生産性の要件が見直され、事業開始から3年後の労働生産性を9%向上することを要件として設定しているが、平成28年度補正の実績値 (C. D.) は、この水準を大きく上回っている状況であることから、要件の設定水準について改善の余地があるのではないかと。【表1】

○平成29、30年度補正については、申請要件として事業終了5年後までの労働生産性の向上を求めているが、その設定年数までの実績値の報告義務が課せられておらず、国として事業のフォローアップを行うことができない状態にあることが分かった。【表1】

また、事業実施報告書の提出を行っていない事業者が、事業実施後1年目においても存在しており、過去採択されているにもかかわらず報告書を提出していない事業者も存在していることが分かった。【表2】

(2) 事業者別の労働生産性 (KPI) の向上に関する計画及び採択の実態について

○令和元、2年度補正の事業において採択された事業者について、過去採択実績のある事業者と、初めて採択された事業者の労働生産性 (KPI) の向上に関する計画の目標値を調査したところ、設定状況に大きな差はみられなかった。

審査において一律減点措置を講じているが、補助金の重要な要素である労働生産性向上の点からは、この審査方法は有効とは認められない。

【表3】

【表1】事業年度毎の労働生産性 (KPI) の向上計画 (要件) と達成状況 (1～3年後)

	平成28年度補正	平成29年度補正	平成30年度補正	令和元年度補正	令和2年度補正 (①②)
A. 労働生産性 (KPI) 向上計画 (要件) (3年後伸び率)	1%	1%	1%	9%	9%
B. 労働生産性 (KPI) 実績値 (1年後伸び率)	8.3%	10.3%	4.7%	-	
C. 労働生産性 (KPI) 実績値 (2年後伸び率)	13.1%	報告義務なし	-	-	
D. 労働生産性 (KPI) 実績値 (3年後伸び率)	18.3%				

※労働生産性は、事業開始年度を基準として増加率を算出したもの。
※事業実施報告期間が到来していない年度については、労働生産性 (KPI) の達成状況を「-」としている。

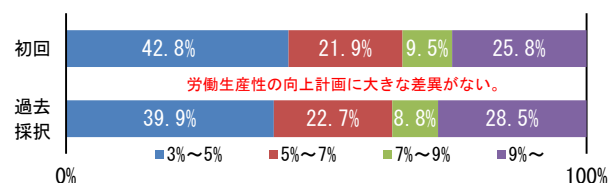
※労働生産性について、平成28年度補正から平成30年度補正においては、5年間の計画策定を要件としていたが、令和元年度補正及び令和2年度補正については、3年間としているため、本表においては3年間で比較を行っている。

※平成28年度補正の実績値 (D.) 及び平成30年度補正の実績値 (B.) は、新型コロナウイルスの影響のため伸び率が下がっていると推測される。
※労働生産性について、平成28年度補正から平成30年度補正においては、5年後までの目標設定を申請要件としているところ、平成29年度補正は1年後まで、平成30年度補正は一部の類型において3年後までの実績の報告義務しか課せられていない。

【表2】平成30年度補正分の1年目の事業実施報告書の提出状況

	合計	報告済	割合	未報告	割合
初回	6,183	5,380	87.0%	803	13.0%
過去採択	1,203	1,087	90.4%	116	9.6%

【表3】令和元、2年度補正における初回事業者と過去採択事業者の労働生産性の向上に関する計画の1年目の目標値の分布



④今後の改善点・検討の方向性

(1) 労働生産性 (KPI) の要件設定水準及びフォローアップについて

○経済産業省は、これまでの本事業のフォローアップ結果を踏まえ、適切に労働生産性 (KPI) を設定する必要がある。

○事業のフォローアップを適切に行っていくため、申請要件として設定されている期間においては確実に実績報告を求めるとともに、未報告者に対してペナルティを課すなど、報告義務を徹底することで、事業の適正な執行に努めるべき。

○引き続き、適切なフォローアップ環境を整備した上で、PDCAサイクルを回し、労働生産性 (KPI) については、その結果を踏まえつつ、定期的に見直しを図っていく必要がある。

(2) 事業者別の労働生産性 (KPI) の向上に関する計画及び採択の実態について

○経済産業省は、補助金の効率的な執行の観点から、過去採択実績のある事業者に対して、審査方法を見直す必要がある。具体的には、労働生産性の向上がより見込まれる事業者が採択されるような審査方法を導入すべき。